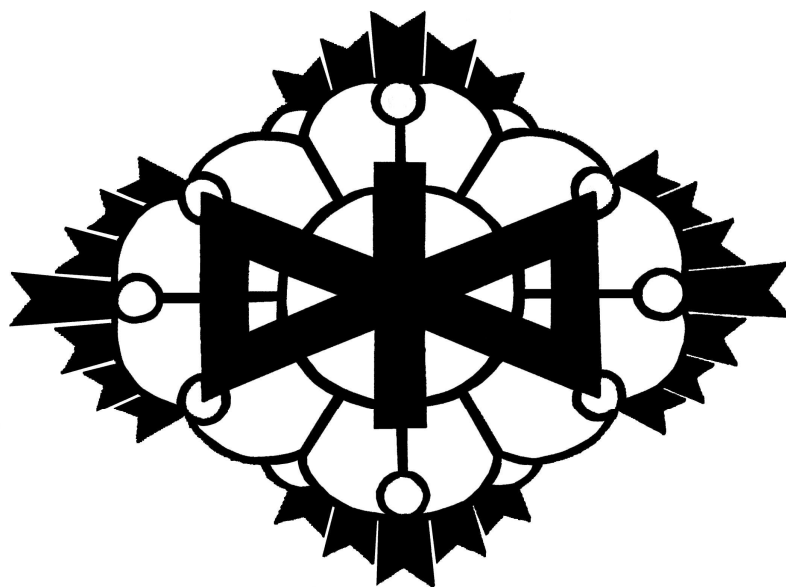


五所川原市立五所川原第一中学校

学校いじめ防止基本方針

～夢を持ち、共に学ぶ心豊かな生徒の育成に向けて～



平成30年12月

五所川原市立五所川原第一中学校

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害である。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。よって、その行為は決して許されるべきものではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、本校職員全員が生徒のいじめに関する課題意識を共有し、自己の役割を認識するとともに、生徒自らも安心して豊かな学校や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校づくりを進めていかなければなりません。

そこで、本校では、五所川原市が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した「五所川原市いじめ防止基本方針」（平成30年3月改訂）を基に、いじめの問題を学校全体として正しく理解するために、この「学校いじめ防止基本方針」を改訂しました。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1～2
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 学校いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめ防止に向けた方針	
第2章 いじめの未然防止	3～5
1 生徒や学級の様子を知るために	
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために	
3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために	
4 保護者や地域の方への働きかけ	
5 未然防止にかかる生徒会の取組	
第3章 いじめの早期発見	6～8
1 教職員のいじめに気づく力を高めるために	
2 いじめ発見のきっかけ	
3 いじめの態様	
4 いじめが見えにくいのは	
5 早期発見のための手立て	
6 相談しやすい環境づくりをすすめるために	
第4章 いじめの早期対応	9～11
1 いじめ対応の基本的な流れ	
2 いじめ発見時の緊急対応	
3 いじめが起きた場合の対応	
4 迅速に対応するために	
第5章 ネット上のいじめへの対応	11～12
1 ネット上のいじめとは	
2 未然防止のために	
3 早期発見・早期対応のために	
第6章 いじめ問題に取り組む体制の整備	13～14
1 いじめ防止対策委員会の設置について	
2 いじめ防止対策委員会の役割	
3 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について	
第7章 いじめが起こった場合の組織的対応	15～19
1 校長のリーダーシップによる迅速な初期対応	
2 重大事態への対処	
3 重大事態対応フロー図	
4 市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携	
第8章 教職員の研修の充実	20
1 校内研修への位置付け	
2 学区教育研究会等の活用	

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》

【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位-劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通り示す。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害案件であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭及び地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校の学校いじめ防止基本方針は、五所川原市いじめ防止基本方針及び上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員・生徒・家庭がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、学校全体で子供の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、学校全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう家庭、地域及び関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して**月1回**のアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。

保護者として

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、日頃からいじめ被害等、悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々等、子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見したとき又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

子供として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第2章 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知るために

(1) 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(1) 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

《実践例1》授業参観等

- ・ 授業参観において、保護者の方に道徳や学級活動等の時間を公開する。
- ・ 自由参観週間等を設定し、保護者のみならず地域の方々にも積極的に学校公開する。
- ・ 学級活動や道徳の時間で、保護者や地域の方をゲストティーチャーに招き、お話を聞く機会を設ける。
- ・ 学級活動で、いじめについて学級で考えるに当たって、保護者にインタビューする課題を出す。

《実践例2》学級通信・学年通信

- ・ いじめ根絶への取組について、学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけ、その内容に関しての意見をもらう。
- ・ いじめに対する生徒の思いや、保護者・教師の思いを掲載し共有する。

《実践例3》P T A活動等

- ・ いじめ根絶に向けた研修会を開催する。
- ・ 親子で行うボランティア活動等、生徒の心を育てる活動を企画・運営する。
- ・ 青少年育成フォーラム等で生徒会の取組について紹介し、地域の人たちに自校の取組を理解してもらう。

5 いじめ未然防止にかかる生徒会の取組

1 取り組みの目的

- ・ いじめの問題を生徒自身の問題として捉えることができるよう、生徒が主体となる活動を推奨し、様々な活動を行わせる。また、その活動を通していじめの未然防止に対する意識の高揚を図る。

- ・ いじめが起こらないような土壌（環境）づくりを目指し、全校で共通理解のもと、共通行動ができるよう支援していく。また、仮にいじめが発生した時でも傍観者となることなく自分たちで協力して解決できるような力や姿勢が身につくよう努める。

2 方策

- (1) 生徒一人一人のいじめ未然防止に対する意識を高め、主体的に未然防止に向けた行動ができる生徒の育成に努める。
- (2) いじめが起こりにくい環境づくり、土壌づくり目指し、生徒自らが様々な企画を考案、実施できる体制づくりを図る。
- (3) いじめの未然防止に向けた学校、学年、学級の活動が、自治的、主体的な活動になることで、生徒の参画意識の醸成を図る。

3 年間計画表

月	全校・サミット・学級等	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ未然防止に向けた全校集会 ・ いじめ未然防止学級スローガンづくり ・ いじめ未然防止サミット開催 	・ スローガンは写真入りでラミネートして学級掲示
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ未然防止スローガン発表会 ・ いじめ未然防止スローガン振り返り(学級毎) 	・ 振り返った内容は生徒会だよりも掲載する
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振り返りについての発表会 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止スローガン1学期の振り返り ・ サミット開催 ・ 振り返りの発表会 	・ サミットでの話し合いの内容等は生徒会だよりで紹介
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ未然防止川柳募集（夏休みの課題） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ サミット開催（いじめ未然防止に向けた新たな方策の模索） ・ いじめ未然防止川柳審査と結果の公表 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校祭にて「川柳」の展示 ・ いじめ未然防止スローガンの振り返り 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振り返りの発表会 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止スローガン2学期の振り返り ・ サミット開催 ・ 振り返りの発表会 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 善行生徒表彰 ・ いじめ未然防止学級スローガンの確認 	・ 善行生徒は目安箱で募集
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級いじめ未然防止スローガン1年間の振り返り ・ サミット開催（いじめ未然防止に向けた活動の課題発見と次年度への対策について） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の活動を振り返った反省(各学級、生徒会事務局) 	

第3章 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

(1) 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ

(1) 調査結果より [児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]

- 教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えている。
- 小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。

(2) 調査結果から見えるポイント

- 中学校・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。
- 高等学校での「保護者からの訴え」や、小学校での「本人からの訴え」など、いじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類》 《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……▶ 脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……▶ 暴力
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……▶ 暴力、傷害
- オ 金品をたかられる ……▶ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……▶ 窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする …▶ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……▶ 名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

- (1) いじめは大人の見えないところで行われている
いじめは大人を目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》
- (2) いじめられている本人からの訴えは少ない
いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。
- (3) ネット上のいじめは最も見えにくい
ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手だて

日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、各学期において、全校生徒を対象とし教育相談週間として学級担任を中心とした教育相談を実施し、必要に応じて保護者も交えた三者面談を実施する。

いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。月に1回のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

6 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1) 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの生徒からの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

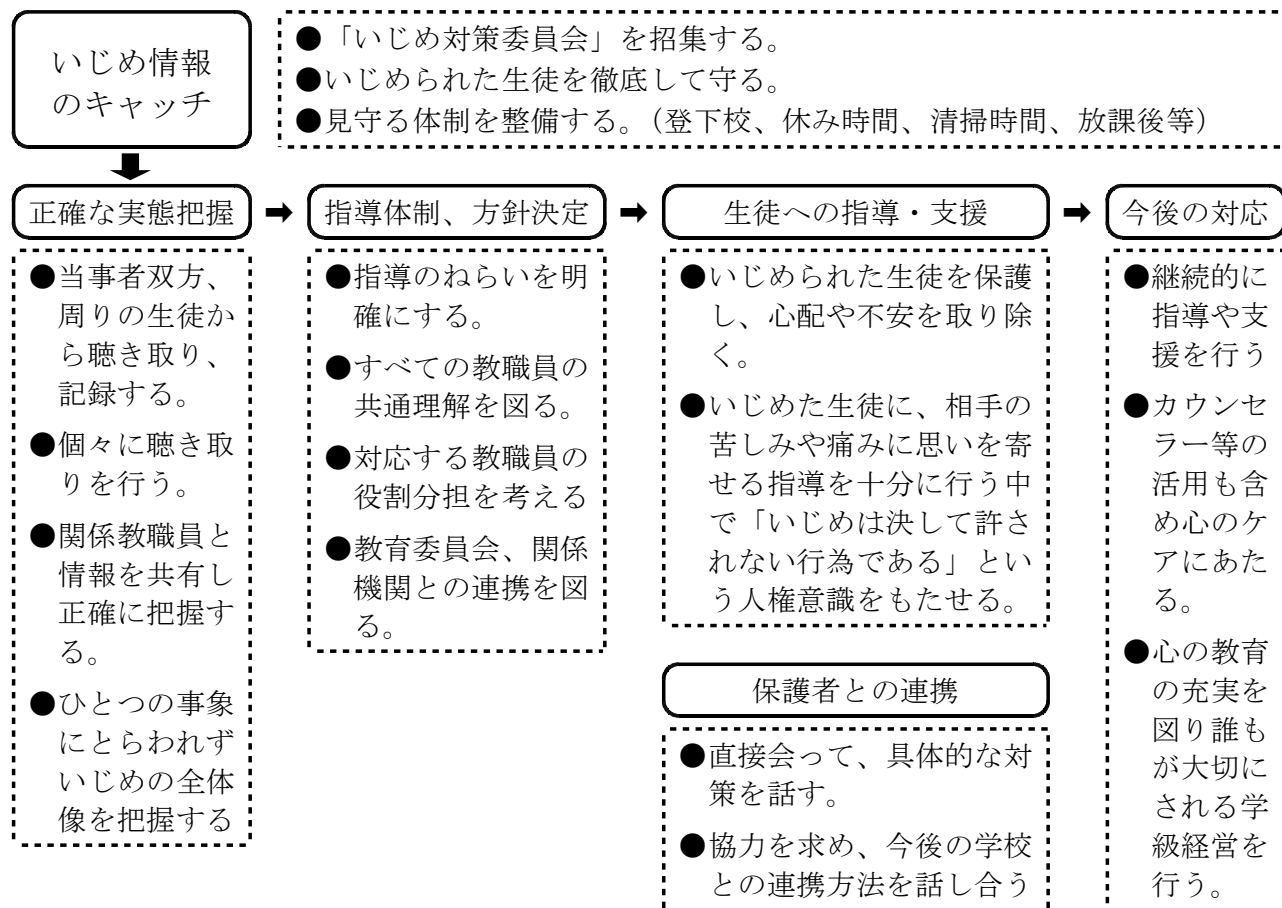
●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

●生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

第4章 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒（複数の場合はそれぞれ）を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主事等）で対

応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ ……【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……【期間】

要 注 意

生徒の個人情報
は、その取
扱いに十分注
意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒たちに対して

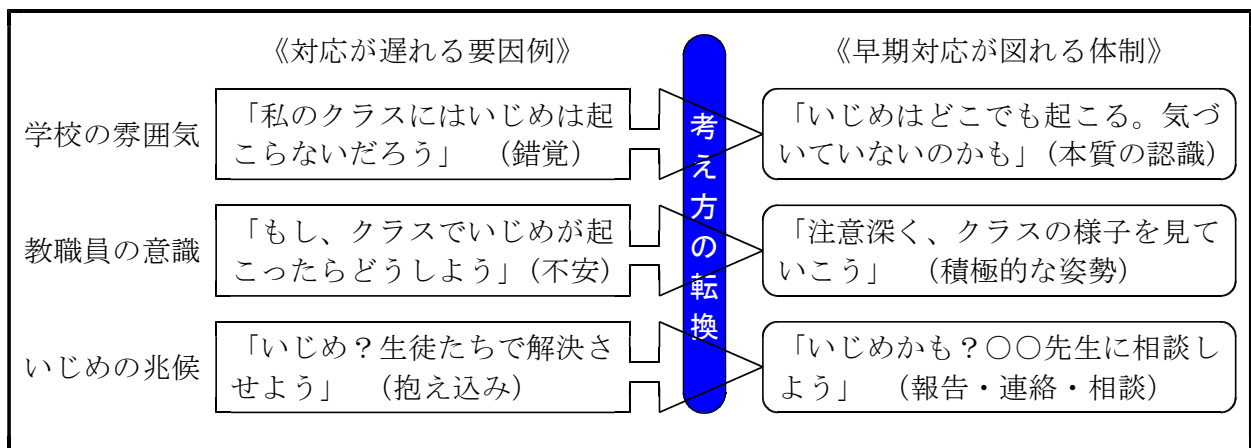
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。また、いじめ発生時から三ヶ月後の状況について本人から聞き取りを行い、それを教育委員会へ報告する。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上Webサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会等で伝えたいこと

(「児童生徒のインターネット使用に関する指針について」参照)

〈未然防止の観点から〉

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

(2) 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のために

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

① 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトでの削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

② チェーンメールの対応は

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

※ ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※ 情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をもち、対応策を講ずる必要がある。

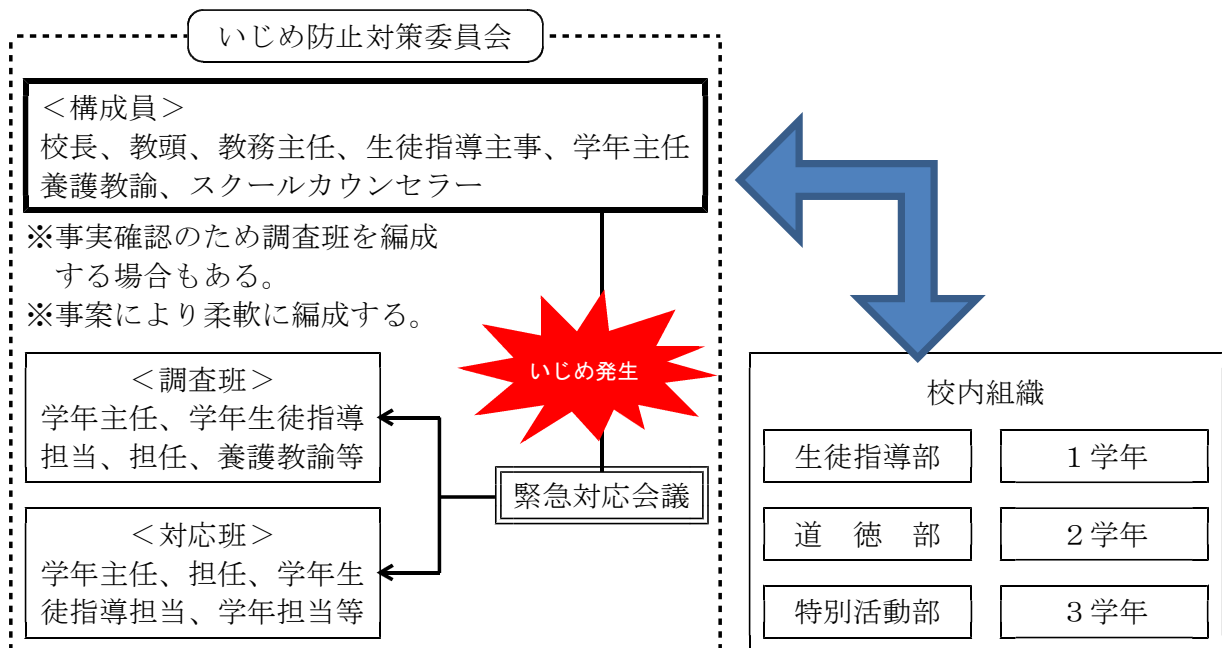
第6章 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

- いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を求める。
- いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《いじめ防止対策委員会組織》



※ 定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 いじめ防止対策委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、

指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

- 学校基本方針の策定や見直し、定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を担う役割

3 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	生徒理解研修			いじめ防止対策委員会	職員研修	
防止対策	学年・学級びらき 全校校エンタメーション	生徒会による、 あいさつ運動の 実施	体育大会に向け た取組	授業参観 スマホ・LINE 教室の実施		自由参観日
早期発見	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施 家庭訪問	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施 チャンス相談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等			いじめ防止対策 委員会	職員研修		いじめ防止対策 委員会
防止対策	一中祭・合唱コン クर्टに向けた取組				卒業式に向けた 取組	
早期発見	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施 教育相談	いじめアンケート の実施 三者面談	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施	いじめアンケート の実施

チェックポイント1 [指導体制]

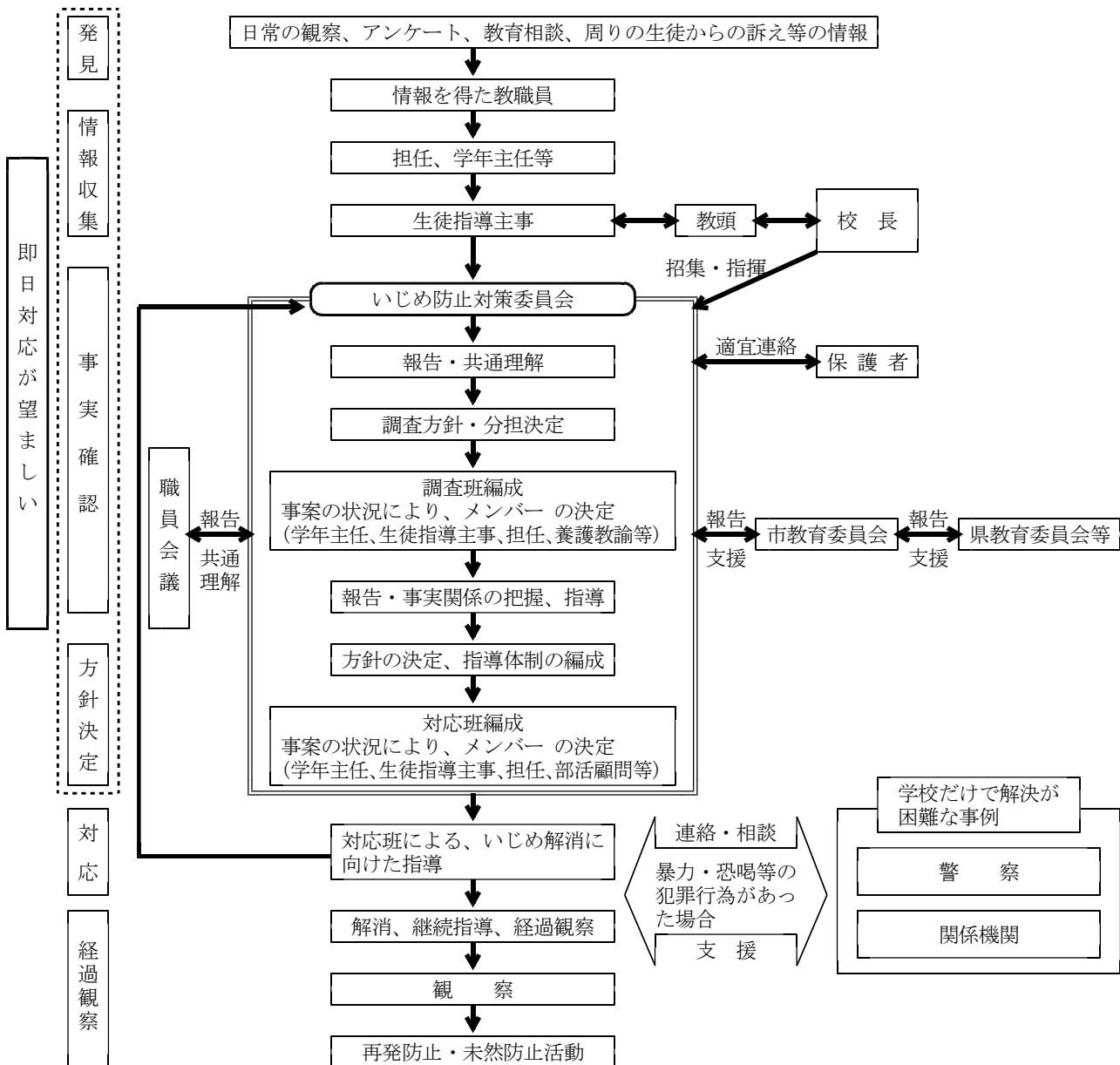
- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行き、学校全体で組織的に対応しているか。

第7章 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

1 校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

※ ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- 1 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものであり、調査の主体は市教育委員会が判断する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会より必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を得る。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた

継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会の指導・支援のもと、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構想することをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校（又は教育委員会）は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校（又は教育委員会）は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、教育委員会の指示・指導に従う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、教育委員会の指示・指導のもと、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校（又は教育委員会）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校（又は教育委員会）は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

3 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策委員会において、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教育委員会に報告

重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告（市教育委員会から市長等に報告）
 - 1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の特質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

- 調査結果を市教育委員会に報告(市教育委員会から市長等に報告)

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会が調査主体の場合

- 市教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力

4 市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

(1) 市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 出席停止措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。

しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、市教育委員会と連携し出席停止等の措置を検討する必要がある。

(3) 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

(4) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

チェックポイント2 [関係機関との連携]

- いじめ問題の解決のため、市教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、こども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

第8章 教職員の研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

1 校内研修への位置付け

(1) カウンセリング・マインド研修

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

(2) O J T (On-the-Job Training)

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

(3) 生徒指導 危機管理の手引き「今、笑顔輝くとき」(平成27年4月 五教委)

P7「いじめ」、P8「ネットでの誹謗中傷」を参照し、未然防止、早期発見・早期対応等教師として取り組むことを確認する。また、定期的に読め合わせの機会を設ける。

2 学区教育研究会等の活用

(1) 未然防止に向けた取組

学区小中連携協議会を開催し、定期的な情報交換とともに、新入学生徒に係る情報交換を密にし、いじめの未然防止に資する。

(2) 早期発見・早期対応に向けた取組

小中連携を目的とした学区教育研究会等を活用し、学校が抱える課題を共有し、組織的、継続的な取組を推進する。